

平成19年5月31日
株式会社整理回収機構

法的手続比較

		会社更生手続	民事再生手続	破産手続
開始決定前の保全処分		租税の滞納処分も禁止できる	租税の滞納処分は禁止できない	租税の滞納処分も禁止できる
業務、財産の管理		管財人が行う	監督型では監督委員の監督を受けて債務者が行う、管理型では管財人が行う	管財人が行う
手続開始要件		事業継続を内容とする更生計画案の作成の見込みがないことが明らかとは言えない	再生計画案作成の見込みがないことが明らかとは言えない	支払不能、債務超過
事業譲渡	手続	裁判所の許可、更生債権者、更生担保権者、労働者代表の意見聴取	裁判所の許可、再生債権者、労働者代表の意見聴取	裁判所の許可
	要件	事業譲渡が更生会社の事業の更生のため必要	事業譲渡が再生会社の事業の再生のため必要	
事業譲渡後の手続		更生計画によって譲渡代金を債権者に弁済し、更生会社は解散する。	再生計画によって譲渡代金を債権者に弁済し、再生会社は解散する。	譲渡代金を債権者の優先度に従い、弁済または配当
担保権者の取扱い		更生担保権者として更生手続に入る。	再生手続には入らず、別途、権利行使しうる。	破産手続には入らず、別途、権利行使しうる。